

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構規約

第1章 総則

(目的)

第1条 介護・福祉サービスの質の向上を図り、利用者本位のより質の高い介護・福祉サービス提供の確保と選択支援に資するため、学識経験者、事業者団体、利用者団体、関係職能団体等、保健・医療・福祉の各セクターが参画し、連携協力の下で、京都府の認証する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下「機構」という。）を設置し、京都府の推進する介護サービス及び福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関（以下「評価機関」という。）の設立や活動を支援するとともに、また評価に関する情報を府民にわかりやすく提供することにより、第三者評価の取組を広く普及、定着させ、もって利用者本位の介護・福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第三者評価事業の実施に関すること。
- (2) 評価機関の認定等の審査に関すること。
- (3) 評価調査者の育成等に関すること。
- (4) 介護・福祉サービス第三者評価の受診の促進に関すること。
- (5) 認定評価機関の実施した評価結果の情報集約、公表に関すること。
- (6) 介護・福祉サービス第三者評価結果の苦情等への対応に関すること。
- (7) 評価項目の策定及び見直し改訂に関すること。
- (8) 評価に関する情報収集、調査研究、評価システムの改善に関すること。
- (9) その他評価の普及・推進に関し必要なこと。

2 事業実施に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第2章 会員等

(機構の会員構成)

第3条 機構は、次に掲げる団体等（以下「会員」という。）で構成する。

- (1) 機構の目的に賛同する学識経験者、事業者団体、利用者団体、関係職能団体、第三者団体、行政機関等とする。
- (2) その他、機構への参画が適当と認められる団体、法人

(入会)

第4条 会員として本機構に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 会費に関する規程は、別に定める。

(退会)

第5条 会員は、所定の退会届を提出して、退会することができる。

2 会員が解散した場合は、退会したものとみなす。

(除名)

第6条 機構の名誉を著しく傷つけ又は規約等に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の議決を経て、除名するものとする。ただし、その場合には、その会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員の数)

第7条 機構には次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上16名以下
- (2) 監事 2名

(選任)

第8条 理事及び監事は、総会において選出する。ただし、選出にあたっては、別に定める役員選任規程に基づき選任する。

- 2 理事の互選により会長1名、副会長2名を選任する。
- 3 理事は、監事を兼ねることはできない。
- 4 監事は、この機構の理事、委員会委員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関する規程は、別に定める。

(職務)

第10条 会長は会務を総括し、機構を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この機構の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは本規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会の招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの機構の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(特別な事由による理事の解任)

第13条 会長は、理事が業務の遂行について支障があると認めるとき、又は理事としてふさわしくない行為があると認め、緊急に対応することが必要なときは、第16条第6号の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、理事会の議決前に弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項に基づき解任を行ったときは、これを総会に報告することとする。

第4章 総会

(種別)

第14条 この機構の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、会員（団体である会員にあっては、団体の長またはその代理人。以下同じ。）により構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 機構の解散
- (3) 合併、統合
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任の承認又は解任
- (7) その他総会の決議を要する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求されたとき。
- (2) 会員の総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集を請求されたとき。
- (3) 第10条第4項第4号に規定により、監事が招集を請求したとき。

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により会員に通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 総会における議決事項は、第18条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第22条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第20条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあつては、その数を付記するものとする。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印するものとする。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 第2条で規定する事業の実施に関する事項
- (3) その他会務の執行に関する事項

2 理事会が必要と認めたときは、介護・福祉サービス第三者評価等の実施に関して専門知識を有する者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(開催)

第26条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第10条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 前項の場合において、やむを得ず欠席する理事については、他の理事又は当該欠席理事の選出団体に属する者を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決を委任された理事等は出席者とみなす。

(議決)

第30条 理事会における議決事項は、第27条の規定によってあらかじめ会長が通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第31条 理事会において選任した理事2名は、理事会の議事についてその結果を記載した議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 委員会、部会及び幹事会

(委員会の設置)

第32条 会長は、第1条に掲げる目的を達成するため、委員会を置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(部会の設置)

第33条 会長は、専門分野の事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置く。

2 部会の設置、構成及び運営について必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(幹事会)

第34条 機構の実務の運営にあたるため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事の互選により選任する幹事長を置く。

3 幹事は会長が指名する。

4 幹事長が必要と認めるときは、介護・福祉サービス第三者評価等の実施に関して専門知識を有する者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 機構の業務運営に関する事項の企画・立案

(2) その他必要と認める事項

(守秘義務)

第35条 機構の理事・監事・委員・幹事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

第7章 事務局

(設置)

第36条 機構の事務を処理するため、京都府社会福祉協議会に事務局を置く。

2 事務局運営について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産)

第37条 機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 委託料、負担金等

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 機構の資産の管理は、理事会の定める方法による。

(事業計画及び予算)

第39条 機構の事業計画及び予算は、毎年度開始前に、理事会の議決を得なければならない。

2 前項で議決された事業計画及び予算は、第17条の通常総会の承認を得るものとする。ただし、通常総会までは、理事会議決を持って機構運営を行う。

(事業報告及び決算)

第40条 機構の事業報告及び収支決算は、毎年度終了後監事の監査を受け、通常総会で承認を得るものとする。

(会計年度)

第41条 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第42条 この規約の改正は、理事の2分の1以上の賛成によって総会に諮ることができる。

2 総会に諮られた規約改正は、会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(解散)

第43条 機構を解散しようとするときは、理事の2分の1以上の賛成によって総会に諮ることができる。

2 総会に諮られた解散は、会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第10章 補則

第44条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

1 この規約は、機構成立の日（平成17年10月14日）から施行する。

2 機構設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

3 機構設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第39条の規定にかかわらず、理事会の定めるところとする。

4 機構設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、機構設立の日から平成18年3月31日までとする。

附則

1. 第11条の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は平成19年6月30日までとする。

2. この規約は、平成18年6月26日（総会の日）から施行する。

附則

1. この規約は、平成20年6月30日（総会の日）から施行する。

1. この規約は、平成26年6月25日（総会の日）から施行する。